

# 農作業を活用した障害者・高齢者等への支援 厚生労働省 関連施策 (生活困窮者関係)

平成25年10月15日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
本間 貴明

# 生活困窮者自立支援法案について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法案の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「一定の基準に該当する事業であることを認定」する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日

平成27年4月1日

(注)第183回国会政府提出案からの修正点はなし

# 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。

## 本人のステージに応じた支援

### ○「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の場」の提供等

- ・ 直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、支援付きの就業の機会の提供などを行う「就労訓練事業」の場の提供等を支援

就労訓練事業

一般就労

日常生活  
自立

社会参加

### ○就労準備支援事業の創設

- ・ 就労体験等を通じた訓練
- ・ 生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練

○自治体とハローワークとが  
一体となった就労支援

○自治体自ら実施する  
就労支援

# 農業分野(第6次産業)での就労機会の提供(社会福祉法人一麦会)

## 第6次産業を活用した雇用創出

- 社会福祉法人一麦会（和歌山県）では、平成12年から、地域農業を中心とした第6次産業化（農産物生産・加工製造・販売）を推進し、雇用を創出。
- 障害者就労継続支援事業として実施する中で、精神障害者・知的障害者のほか、ひきこもりの若者も対象として事業を実施。

【大豆栽培】



## <第6次産業への着目と実践>

- ・ 農産加工製造業は、比較的軽設備で開始でき、特殊な専門的知識・技術・資格を要しないため、ほとんどの人が携われる業種が多い。
- ・ 企業的手法を用いた経営。 目標数値を明確にし、適正な利益を追求。
- ・ 製造・流通・小売業等の業界のノウハウを活用。商品の営業・販路の拡大を進め、持続的な事業経営に結びつける。

【和歌山納豆】



- ・ **地域とのコミュニティ(障害者、ひきこもりの若者と地域社会との交流の場)を形成。**
- ・ **後継者不足の農業分野へ参入することにより、経済状況が厳しい地方にあって、地域資源を生かした生活困窮者や障害者の雇用機会を創出。**